○外務省告示第三百二十八号

先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件（平成十四年四月外務省告示第八十二号）の別表の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

別表の1．を次のように改正する。

（別表）

次のとおり改正する。

1．アル・ラシード信託（別称：(a)アル・ラシード信託(b)アル・ラシード信託(c)ウレマ援助組織（パキスタン）(d)アル・アミン福祉信託(e)アル・アミン信託(f)アル・アミーン信託(g)アル・アミーン信託(h)アル・ラシード信託(i)アル・マディナ信託(j)アル・マディナ信託）

AL RASHID TRUST (a.k.a.：(a)Al-Rasheed Trust (b)Al-Rashid Trust (c)Aid Organization of the Ulema, Pakistan (d)Al Amin Welfare Trust (e)Al Amin Trust (f)Al Ameen Trust (g)Al-Ameen Trust (h)Al Rasheed Trust (i)Al Madina Trust (j)Al-Madina Trust)

所在地：(a)Kitas Ghar, Nazimabad 4, Dahgel-Iftah, Karachi, Pakistan (b)Jamia Maajid, Sulalman Park, Melgium Pura, Lahore, Pakistan (c)Office Dha'rbi-M'unin, Opposite Khyber Bank, Abbottabad Road, Mansehra, Pakistan (d)Office Dha'rbi-M'unin ZR Brothers, Katcherry Road, Chowk Yadgaar, Peshawar, Pakistan (e)Office Dha'rbi-M'unin, Rm No. 3, Moti Plaza, Near Liaquat Bagh, Muree Road, Rawalpindi, Pakistan (f)Office Dha'rbi-M'unin, Top Floor, Dr. Dawa Khan Dental Clinic Surgeon, Main Baxae, Mingora, Swat, Pakistan (g)Kitab Ghar, Darul Ifta Wal Irshad, Nazimabad No. 4, Karachi, Pakistan, Phone 6683301；Phone 0300—8209199；Fax 6623814 (h)302b—40, Good Earth Court, Opposite Pia Planitarium, Block 13a, Gulshan-I Igbal, Karachi, Pakistan; Phone 4979263 (i)617 Clifton Center, Block 5, 6th Floor, Clifton, Karachi, Pakistan；Phone 587—2545 (j)605 Landmark Plaza, 11 Chundrigar Road, Opposite Jang Building, Karachi, Pakistan; Phone 2623818—19 (k)Jamia Masjid, Sulaiman Park, Begum Pura, Lahore, Pakistan; Phone 042—6812081

その他の情報：本部はパキスタンにある。アフガニスタン（Herat Jalalabad、Kabul、Kandahar及びMazar Sherif）において活動。コソヴォ及びチェチェンにおいても活動。アル・カーイダ及びタリバーンの資金調達に関与している。ムフティ・ラシド・アフマド・ラディヤノイによって設立された。ジャイシ・モハンメドと関係がある。2001年10月からパキスタンにおいて活動が禁止された。2007年２月にパキスタンにあるオフィスを閉鎖したにもかかわらず、その活動は継続している。

○外務省告示第三百二十九号

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第一九八八号及び第一九八九号に基づき設立された各理事会委員会が平成十三年十二月十三日、平成二十四年二月二十三日、六月二十八日、七月二十日、二十六日及び八月二十八日に行った決定に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4（b）、第二三三九号8（c）、第二三九〇号2（a）、第一九八八号1（a）及び第一九八九号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十四年九月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

別表の1693．、1700．、1702．、1703．、1744．、1755．、1884．、1886．、1889．、2533．、2556．、2558．、2782．、2783．、2867．、3246．、3299．、3303．、3342．、3343．、3402．、3443．、3444．、3445．、3446．、3547．、3935．、4304．、4422．、4466．、5048．、5094．、5144．、5245．、5276．、5325．、5335．、5344．、5445．、5466．、5477．、5544．、5555．、5566．、5899．及び6000．を次のように改正する。

19．、20．、21．及び2252．を追加する。

（別表）

一．次のとおり改正する。

【アル・カーイダと関係を有する団体】

168．武装イスラム集団（別称：(a)アル・ジャマア・アル・イスラミア・アル・ムサッラ(b)GIA(c)武装イスラム集団）

ARMED ISLAMIC GROUP (a.k.a.: (a)Al Jamm'ah Al-Islamiah Al-Musallah (b)GIA (c)Groupe Islamique Armé)

旧称：不明

所在地：アルジェリア

国連制裁委員会による指定日：2001年10月６日（2008年４月７日及び2011年12月13日に改訂）

その他の情報：安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年６月21日に終了した。

170．エジプシャン・イスラミック・ジハード（別称：(a)エジプシャン・アル・ジハード(b)ジハード団(c)ニュー・ジハード(d)アル・ジハード(e)エジプシャン・イスラミック運動）

EGYPTIAN ISLAMIC JIHAD (a.k.a.: (a)Egyptian Al-Jihad (b)Jihad Group (c)New Jihad (d)Al-Jihad (e)Egyptian Islamic Movement)

旧称：不明

所在地：不明

国連制裁委員会による指定日：2001年10月６日（2009年３月５日及び2011年12月13日に改訂）

その他の情報：同団体の軍事指導者でもあるアイマン・ムハンメド・ラビ・アル・ザワヒリ（158．に指定した個人）によって共同で設立された。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年６月21日に終了した。

172．アスバト・アルアンサル

ASBAT AL-ANSAR

旧称：不明

所在地：Ein el-Hilweh camp, Lebanon

国連制裁委員会による指定日：2001年10月６日（2009年１月30日及び2011年12月13日に改訂）

その他の情報：イラク北部において活動。イラクのアル・カーイダ（453．に指定した団体）と関係がある。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年６月21日に終了した。

173．イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ組織（別称：(a)AQIM(b)イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ（AQMI））

（旧称：(a)布教と戦闘のためのサラフィスト・グループ（GSPC）(b)布教と戦闘のためのサラフィスト・グループ）

THE ORGANIZATION OF AL-QAIDA IN THE ISLAMIC MAGHREB （a.k.a.: (a)AQIM (b)Al Qaïda au Maghreb islamique (AQMI))

(f.k.a.: (a)Le Groupe Salafiste pour La Prédication et le Combat （GSPC） (b)Salafist Group For Call and Combat)

所在地：(a)アルジェリア(b)マリ(c)モーリタニア(d)モロッコ(e)ニジェール(f)チュニジア

国連制裁委員会による指定日：2001年10月６日（2007年４月26日、2008年４月７日、2009年７月17日及び2011年12月13日に改訂）

その他の情報：アブデルマレク・ドゥルークデル（516．に指定した個人）によって率いられる。活動地域はアルジェリア、マリの一部、モーリタニア、ニジェール、チュニジア及びモロッコ。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年６月21日に終了した。